

Contents

AIPPI Bureau

・たばこ製品指令 2001/37/EC の改正案について AIPPI がパブリックコメントを提出

欧州委員会は先ごろ、たばこ製品指令 2001/37/EC の改正に関するパブリックコメントの募集を開始しましたが、この改正案には、たばこ製品に無地のパッケージを使用するよう定める将来的な法改正の選択肢が含まれています。もし無地パッケージの規定が実施されれば、標準的なサイズと書体による単色の文字標章以外は、あらゆる商標（およびその他の知的財産権）の使用禁止が求められることとなります。これは商標法に根本的な問題を提起するものであり、AIPPI としては、たばこ製品に無地のパッケージを導入するというこの法案について懸念しています。また、無地のパッケージは 2000 年の AIPPI ソレント執行委員会（イタリア）で採択した議題 151 の決議とも相容れないものであり、我々はこのたばこ製品指令 2001/37/EC の改正案に関するパブリックコメント募集に対し、AIPPI としての公式見解を提出しました。

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/Tobacco_Products.html)

・2010年のWIPOの活動に関する報告

2011年1月11日、WIPOのフランシス・ガリ事務局長が主催する会議に、AIPPIを代表して、Stephan Freischem (Secretary General)、Thierry Calame (Reporter General)、Gunnar Baumgärtel (Treasurer General)、Laurent Thibon (Deputy Secretary General)、Sanna Wolk (Programme Committee メンバー) が参加しました。WIPOの4名の事務局次長から各部門の活動と、2011年の展望について報告があり、会議の最後にはガリ事務局長主催による昼食会が行われました。

(Laurent Thibon, Deputy Secretary General)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/Update_on_WIPO_Activities.html)

・ **EPO の長官および幹部と AIPPI Bureau との会談**

2011年2月1日、AIPPI Bureau のメンバーは欧州特許庁 (EPO) 長官の招待で、EPO の幹部と会合を行い、特許に関する最新の問題について話し合いました。会談の主なテーマは、国際的な協力やワークシェアリング、最近行われた欧州特許条約 (EPC) の改正および今後の改正、特許の品質基準、特許分野における AIPPI の役割などでした。現在の長官が就任して以降、提言や意見への EPO の対応力には大変頼もしいものがあります。AIPPI と EPO は、今後も有益な協力関係を継続させます。

(Stephan Freischem, Secretary General)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/Report_EPO_visit.html)

・ **AIPLA 年次会合—2010年10月21日～23日、ワシントン DC**

毎年10月にワシントンで開催されてきた AIPLA (米国知的財産権法協会) の年次会合には、個人の法律事務所、産業界、USPTO の幹部、そして司法当局、特に連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) など、米国知財界が一堂に会します。今回の会合では、知財分野の多岐にわたる最新のテーマについての話し合いとともに、法律学や動向についての年一回のレビューが行われました。

(John Bochnovic, Vice President of AIPPI)

(英語版詳細 :

<https://www.aippi.org/enews/2011/edition16/AIPLA%20Annual%20Meeting.html>)

AIPPI Committee

・ **医薬品・特許情報へのアクセスおよび実施の自由—WHO/WIPO/WTO 共催シンポジウム—2011年2月18日、ジュネーブ**

このシンポジウムでは、医薬品や特許情報へのアクセス (利用しやすさ) や、実施の自由の判断に関する実際の問題やその解決策について、経験豊かな一流の講演者が概要を的確に説明しました。シンポジウムは3つのセッションから

なり、各セッションの締めくくりにはディスカッションが行われました。

(*Konrad Becker, Chairman of Q166*)

(英語版詳細 :

[http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/Access to Medicines.html](http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/Access%20to%20Medicines.html))

・ハイデラバードの議題

ハイデラバードの作業プログラムは、以下のように 3 種類の主要な知的財産権と、全般的な行使の問題を扱う 4 つの議題で構成されています。

議題 216B : ハイテク・デジタル部門における著作権保護の例外及び著作権のある著作物の許容される使用

議題 217 : 進歩性/非自明性における特許適格性の基準

議題 218 : 商標の保護を維持するための本来の使用の要件

議題 219 : 知的財産権侵害事件における差止命令の利用可能性

2010 年 12 月に、Reporter General のチームが作業ガイドラインの原案を作成して各国の部会へ送付しました (各議題の作業ガイドラインの原案は[こちら](#)をご覧ください)。各部会には、作業ガイドラインの質問への回答を 2011 年 4 月 25 日までに General Secretariat へ提出いただくようお願いします。その後、Reporter General のチームが、ハイデラバード執行委員会で採択する決議のたたき台となるサマリーレポートを作成します。ハイデラバードの 4 つの議題の概要を、[こちら](#)にまとめてあります。

(*Thierry Calame, Reporter General of AIPPI*)

(英語版詳細 :

<http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/Working%20Questions%20Hyderabad.html>)

今後の行事

- ・ 2011 年 AIPPI ラップランド・シンポジウムー2011 年 3 月 31 日～4 月 2 日
会場 : **Levi Summit Conference Center, Lapland, Finland**

AIPPI フィンランド部会は 3 年に一度のシンポジウムを、「トレードドレスの保護ー混乱の地?」というテーマで、3 月 31 日～4 月 2 日にラップランドのレヴィにあるスキーリゾートで開催します。講演者の多くは **Google** や **Nokia** といったブランドを所有する側の代表者ですが、弁護士や学者の視点からもこのテーマを扱います。このシンポジウムは弁理士、社内弁護士、ブランド管理者、および知財分野におけるその他の専門家の皆さんが気軽に交流できる絶好の機会です。また、さまざまな冬のスポーツを楽しむ機会も用意しています。ラップランドで冬のスポーツをするには、3 月下旬が最適です。日当たりのよりゲレンデでラップランドの冬を体験し、さまざまなスポーツに挑戦してください。

- ・ シンポジウムのプログラムと、開催地の情報および開催地での冬のスポーツに関する情報を添付します。

- ・ シンポジウム、場所、登録などの詳細については、www.kalevatravel.fi/aippi2011 をご覧ください。

- ・ 会場の Levi Summit および宿泊先の Hotel Levi Panorama は、レヴィ・フェルの見晴らしのよい中腹にあります。以下のページでホテルを予約できます。
www.levipanorama.fi/2009/index.php/en (Allotment Code: SA2011)

このメッセージを同僚の皆さんにも転送してください。このシンポジウムは、AIPPI 会員はもちろん、会員でなくても参加できます。

(*AIPPI Finnish Group*)

(英語版詳細 :

<http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/images/AIPPI%20Lapland%20Symposium%202011&Experience%20Lapland.pdf>)

- ・ 2011 年 MIP 国際特許フォーラムー2011 年 4 月 5 日、6 日、ロンドン
会場 : **Renaissance Chancery Court Hotel**
AIPPI のメディアパートナーである Managing IP が開催する国際特許フォー

ラムにおいてお知らせします。AIPPI 会員限定の特典として、法律事務所の方は登録費を半額、企業内弁護士の方は無料とさせていただきます。2011年4月5日と6日に開催する第1回のフォーラムでは、国際的な特許所有者と、一流のアドバイザーおよび政府当局者が一堂に会し、出願から行使にいたるまでの戦略や、ポートフォリオ管理の最新ツールなど、特許保護の最善の方法について話し合います。パンフレットは[こちら](#)からダウンロードできます。

(Managing Intellectual Property)

(英語版詳細：<http://www.managingip.com/patentforum2011>)

・知財セミナー：トルコおよび国際的な視点から見た知的財産権の行使－

2011年4月8日、9日、イスタンブール

特許および商標の模擬裁判を含む、トルコおよび国際的な視点から見た知的財産法セミナーを、2011年4月8日、9日にイスタンブールの Ramada Hotel で開催します。知的財産権の行使について理解を深めるとともに、法域による知財法の適用の違いについても注目します。このセミナーは、AIPPI トルコ部会が AIPPI 本部と共同で開催するもので、トルコおよび各国の裁判官、弁護士、弁理士の出席が決まっています。2件の模擬裁判（商標法、特許法）を実施し、また、知的財産権／産業財産権法の分野における行使の制度について、トルコおよび外国の知財専門家が講演を行います。このセミナーは裁判官、検察官、弁護士、学者の皆さんが集い、最新の問題やその解決策などについて話し合う場となることを目指しています。

(AIPPI Turkish Group)

(英語版詳細：http://www.aippiturkey.org/aippi_2011/)

・2011年 AIPPI バルト海沿岸諸国会議－2011年4月19日～21日

会場：Radisson BLU Hotel Riga, Latvia

(AIPPI Latvian Group)

(英語版詳細：<http://www.aippi-2011.info/>)

・フォーラム&執行委員会－2011年10月13日～19日、ハイデラバード

2011年 AIPPI フォーラム&執行委員会（ハイデラバード）のビザ規定

ビザの申請はお早めに！

入国ビザの取得については、自国のインド大使館、高等弁務官事務所または領事館に問い合わせることをお勧めします。交付までに数カ月を要する場合があります。しかるべき本人確認の手段を所持しているだけでよいブータンとネ

パールの国民をのぞき、外国人がインドを訪れるには、入国日から少なくとも 6 カ月間有効なパスポートが必要です。

(AIPPI General Secretariat)

記事・解説

・ 2011 年 1 月 1 日、ロンドン・アグリーメントがハンガリーで発効

ハンガリー共和国が、欧州特許条約（EPC）第 65 条の適用に関する 2000 年 10 月 17 日の合意（「ロンドン・アグリーメント」）に加盟しました。ハンガリーは 16 番目の締約国になります。

(Eszter Szakács, Hungarian Group Reporter)

（英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/London_Agreement.html)

・ 著作権庁を商工省へ統合

パナマ共和国では、1994 年 8 月 8 日制定の 1994 年第 15 号著作権法（著作権、著作隣接権に関する法律）を改正する法案第 241 号が国会の第三読会を通過し、まもなく大統領の承認を受ける見通しとなっています。この法案第 241 号は、著作権庁を商工省へ統合することを目指しています。

(Irma Murillo de Gago, Attorney-At-Law, IMC Legal, Panamanian Group Reporter)

（英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/Integration_of_the_Copyright.html)

・ 欧州および共同体特許裁判所に関する ECJ の判断

欧州司法裁判所（ECJ）は、欧州および共同体特許裁判所の設立に関する合意案について、欧州連合の法律に適合しないという判断を示しました。

(欧州司法裁判所, PRESS RELEASE No 17/11)

（英語版詳細：

<http://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2011-03/cp110017en.pdf>)

・ **米国特許制度改革法案が上院で可決**

2011年3月8日、米国上院は、先発明主義から先願主義への移行など数々の重要な改正を含む米国発明法案（S.23）を圧倒的多数で可決しました。法案は近々、下院へ上程され、審議される見通しです。この発明法案は大統領および両党からも広い支持を得ています。

(Joshua B. Goldberg, United States Group Reporter)

(英語版詳細：

<http://www.aippi.org/enews/2011/edition17/US%20patent.html>)

・ **AIPPI 米国部会が USPTO による特許法の国際的ハーモナイゼーションのイニシアチブを注視**

AIPPI 米国部会は、特許法の国際的なハーモナイゼーションを実現しようとする特許商標局（USPTO）による取り組みの進展を積極的に監視、チェックしています。

2011年3月6日、米国部会は初の試みとして、USPTO 主催による「21世紀アジア太平洋特許協力フォーラム」の冒頭で、各国政府の知財分野の指導者を多数招いてレセプションを行いました。このフォーラムでは、米国および国際的な特許法・制度において考えられるさまざまな改正について話し合われました。また、公開討論の部における民間部門からの代表者の中には、John Bochnovic (AIPPI 本部 Vice President)、Richard Beem (米国部会 President)、David Hill ならびに Alan Kasper (米国部会 Vice President) も選ばれて参加していましたが、こうした民間の協力者全員に対し、感謝が表明されました。開催後の USPTO のプレスリリース (下記 URL) では、フォーラムは有意義なものであったと伝えています。

<http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11-20.jsp>

今後も、米国特許法改正案の範囲や影響についての詳しい分析など、進展があれば最新情報としてお知らせします。

(Joshua B. Goldberg, United States Group Reporter)

フィードバック

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメール

でお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members：

Alan J. Kasper

Klaus Haft

Jehyun Kim

Kristian Fredrikson

Raffaella Arista

Martin Michaus

Carolyn Harris

Gaston Richelet

Emmanuel Larrere

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。